

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会との関係(第4条—第6条)

第4章 議会と町長等との関係(第7条—第10条)

第5章 議員間の自由討議(第11条)

第6章 議会の組織と運営(第12条—第16条)

第7章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬(第17条—第19条)

第8章 議会事務局等の体制整備(第20条)

第9章 条例の位置付けと見直し手続き(第21条・第22条)

附則

前文

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任の度合はこれまでに比較にならないほど重くなっている。

町民の意思を把握し、町政に反映させる町議会は、御宿町民（以下「町民」という。）の代表機関であり、町意思決定機関である。

町政運営は、日本国憲法に基づく二元代表の下で、町長と議会は町民の負託を更に重く受け止めて活動し、町長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら競い合い協力し合わなければならない。

そして、町長と議会は、緊張関係の下で論点及び争点を明確にし、御宿町にとって最良の意思を決定することで、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策提言及び立法（条例）の機能強化が求められる。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。

議会はこの崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに御宿町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、御宿町議会運営の最高規範として、議会における規範事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、町民の負託に応え、町政の発展及び町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）において、適切な町政運営が行われているか、監視及び評価機能を果たすこと。
- (2) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化に努めること。
- (3) 町民に対して公平性及び透明性を確保し、開かれた議会を実現するため、情報の公開及び発信に努めること。
- (4) 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政へ反映させること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正な選挙を経て選出された、町民の代表としての自覚をもって活動すること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 町政に関する課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民全体としての福祉向上を目指すこと。

第3章 町民と議会との関係

(町民と議会との関係)

第4条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会（常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情に対して誠実かつ適切に対応するものとし、その審査において必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聞く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第5条 議会は、議会で行われた議案審議等の活動状況を町民に報告し、町政の諸課題に対処するため、町民との多様な意見を把握し、情報を交換するための、議会報告会を行うことができる。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、町民が議会と町政に関心が持てるよう、広報紙の発行、インターネット

の利用その他の方法により、広報の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会だより編集委員会を設置する。

第4章 議会と町長等との関係

(議会と町長等との関係)

第7条 議会は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)と常に緊張関係を保持し、町民の視点で町長等の事務執行を監視し評価するとともに、政策提案等を行うものとする。

(重要な政策案に対する説明要求)

第8条 議会は、町長等が提案する重要な政策について、その政策の理解を高めるため、町長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- 2 議会は、町長等から重要な政策提案を受けたときは、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
(予算及び決算における説明及び資料の要求)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を町長等に求めることができる。

(質疑応答の形式)

第10条 議会の会議における議員と町長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 2 本会議及び委員会に出席した町長等は、議員からの質問及び質疑(以下「質問等」という。)を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲で、議長又は委員長長の許可を得て、当該議員に対し質問等の主旨等を確認することができる。

第5章 議員間の自由討議

(議員間討議)

第11条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員間における自由な討議に努めるものとする。

- 2 議員は、議員相互における討議を通じて合意形成に努め、町政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提言等を行うものとする。
- 3 定例会の無い月に議員協議会を開催し、議員相互の自由な討議を行うものとする。

第6章 議会の組織と運営

(議長及び副議長)

第12条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会の事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、行政課題等に適正に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、委員会の適切な活用を努めるものとする。

2 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、同一の目的、理念を共有する政策集団(以下この条において「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派間での調整を行い合意形成に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第15条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第16条 政務活動費は、議員が政策立案及び提言を行うための調査及び研究その他活動に資するため交付されるものであることを認識し、御宿町議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第18号。以下この条において「政務活動費条例」という。)に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書は、公表するものとする。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

第7章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養い、行動しなければならない。

(議員定数)

第 18 条 議員の定数は、御宿町議会議員定数条例(昭和 41 年条例第 85 号。以下この条において「議員定数条例」という。)で定める。

2 議員定数条例の改正案は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条に規定する直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

3 前項に規定する改正案を提出する場合は、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を参考とし検討するものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員の報酬は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 30 年条例第 50 号。以下この条において「議員報酬条例」という。)で定める。

2 議員報酬条例の改正案は、地方自治法第 74 条に規定する直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

3 前項に規定する改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を参考とし検討するものとする。

第 8 章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

第 20 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

第 9 章 条例の位置付けと見直し手続き

(条例の位置付け)

第 21 条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の検証及び見直し手続き)

第 22 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において適宜検証し、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御宿町議会委員会条例の一部改正)

2 御宿町議会委員会条例(平成 10 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」

を「、原則として公開する。」に改める。

(御宿町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 3 御宿町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「御宿町情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号）第 5 条に規定する者は」を「何人も」に改める。